

京都市告示第341号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成22年6月30日付け京都市告示第155号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成23年12月15日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市右京区梅津南広町8-1, 8-2, 8-3, 8-4, 8-5, 8-6, 8-7, 8-8, 8-9, 8-10, 8-11, 8-12, 8-13及び9

以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)